

資料編

1

委員会委員名簿

●策定委員会

職　　名	氏　　名	備　　考
委員長	高橋 賢一	法政大学工学部教授
職務代理者	林屋 雅江	星美学園短期大学講師
委　　員	鴨下 金吾	行政経験者
	米澤 克治 (黒田 清行)	東京都多摩東部建築指導事務所長 (　　〃　　)
	恩田 洋一	小金井市商工会理事
	中川 金久	農業委員会副会長
	秋山 早苗	前・小金井市保健福祉計画等策定委員
	津々良 明石	市民代表
	大堀 百合子	市民代表
	杉本 早苗	市民代表
	山田 昌弘	市民代表
	大久保 伸親 (池田 隆)	小金井市企画財政部長 (　　〃　　)
	指田 勝己 (安田 栄右)	小金井市環境部長 (小金井市建設部長)
	鈴木 博	小金井市街づくり担当部長
	藤田 保徳 (加藤 良重)	小金井市福祉保健部長 (　　〃　　)
	遠藤 尚利 (大久保 伸親)	小金井市市民部長 (　　〃　　)

(　　)内は前任者 平成13年4月1日組織改正

●庁内検討委員会

氏　　名	備　　考
深澤 義信	企画財政部企画課長補佐兼企画調整係長
井上 信之 (村田 学)	企画財政部財政課財政係長 (　　〃　　)
三井 純男	総務部防災交通課防災消防係長
高橋 秀治 (木村 茂)	市民部経済課産業振興係長 (　　〃　　)
比留間 征一 (三上 順本) (荒川 士郎)	環境部環境政策課環境係長 (生活環境部生活環境課環境整備係長) (　　〃　　)
坂田 米子 (石川 明) (福田 協司)	福祉保健部福祉推進課計画調整係長 (福祉保健部福祉推進課長補佐兼計画調整係長) (　　〃　　)
下田 広	都市建設部道路管理課管理係長
大関 清和 (天野 達彦)	都市建設部計画課計画係長 (都市整備部計画課長補佐兼計画係長)
澤井 一男 (橋本 利男) (川村 克也)	環境部環境政策課緑政係長 (都市整備部計画課緑政係長) (　　〃　　)
鯨岡 黙	都市建設部開発課開発指導係長
塩野 静男	都市建設部開発課長補佐兼開発整備係長
西山 武嗣 (岸野 宗二) (目黒 敏夫)	都市建設部区画整理課長兼区画整理係長 (都市整備部区画整理課区画整理係長) (　　〃　　)
吉池 義雄 (福田 旦則)	教育部生涯学習課長補佐兼生涯学習係長 (社会教育部社会教育課長補佐兼社会教育係長)

(　　)内は前任者 平成13年4月1日組織改正

地域別懇談会参加者名簿

青木ひかる	恩田 洋一	照屋 学	三上 澄
秋山 早苗	金子 熊次	土肥 英生	峯島 茂之
浅野 清	川島 宏祥	長井 明美	宮内 雅子
阿部 正敏	北川登志子	中川 俊之	三宅 章
天野 達彦	小暮 浩彦	長嶋 孝明	森田 雅文
荒木 牧子	孤嶋章一郎	中島 直子	森戸 よう子
池口 葉子	小谷 俊哉	永瀬 克己	柳澤 満
池田 軒	小谷 亮子	中根 三枝	山下 滋
井筒 雅子	小林 敏藏	中林 澄明	山田 昌弘
稻垣 康子	小林 仁彦	中村 勇	吉牟田長生
井上 忠男	小山 美香	中村 修一	若竹 綾子
今井 滋	斎藤 康夫	中村 雅子	渡部 紳一
岩城研次郎	澤田 隆	中村 裕	
岩間 博昭	島田伊都子	名古屋利夫	
上原 祥彦	島戸 伸明	成島 由佳	
梅沢 守	杉本 早苗	野口由紀子	
遠藤百合子	鈴木寿美子	橋本 策也	
大井 純子	関根 優司	湊 登美子	
大石 晴	高木 章成	湊 光義	
大賀 英二	高田 修司	秦 裕美	
大久保昌弘	高村 正子	林屋 雅江	
大坪 豊	瀧上欣市郎	平井 正風	
大堀 雅子	田中 利徳	藤川 隆則	
大脇 剛	棚橋喜代治	藤村 忍	
岡田 裕康	津々良明石	本田 茂樹	

(アイウオ順)

●事務局

都市建設部 計画課	小林 敬昌	酒井 功二	(天野 達彦)
	宮川 俊男	山口 博司	(小田 修一)
	大関 清和	穂山 琢也	

()内は前任者 平成13年4月1日組織改正



資料編

2

まちづくり通信にみる記念行事、地域別懇談会、中学生懇談会の開催状況

●創刊号(都市計画マスタープランの進め方、市民懇談会の報告)

Hotな“ホツとするまち小金井”をめざして
市民参加による 都市計画マスタープランづくりが
はじまりました!!

小金井市のまちの将来について、「まちがどうあるべきか」
また
「どのようにまちづくりを進めるべきか」を
市民の皆さんと一緒に考えていきます。

第1回 地域別懇談会のご案内

●開催場所による都市計画マスタープラン進め方

いよいよ上級市民懇談会へ参り初めます。
市民の皆さんとならでも参り初めできます。
第1回の地域別懇談会では、市から地域全体の現状を説いてもらうとともに、皆さんのお住まいになっている地域の問題について、ワークショップ形式で話し合っていただいだく予定です。

とき：平成12年1月22日(土)
午後7時30分～9時30分
ところ：市役所 第二庁舎8階 801会議室

●第2号(第1回地域別懇談会の報告)

Hotな“ホツとするまち小金井”をめざして
市民参加による 第1回 地域別懇談会を開催しました!!
多数のご参加ありがとうございました。

地域別懇談会は、
小金井市のまちの将来について、
「まちがどうあるべきか」
また
「どのようにまちづくりを進めるべきか」を
市民の皆さんと一緒に考えていきます。

市民参加による都市計画マスタープランの策定に向けて、
平成12年1月22日(土)に、第1回地域別懇談会を開催しました。当日は、43名の市民の方が参加され、まちづくりに対する多くの意見に満ちた懇談会となりました。

会場（801会議室）に来場者に皆さん

●第3号(第2・3回地域別懇談会の報告、都市計画マスタープラン記念行事「市民の集い」の案内)

Hotな“ホツとするまち小金井”をめざして
小金井市都市計画マスタープラン
市民の集いを開催します

主な内容

●都市計画マスタープランとは?

●まちづくりに関するスライド映写会

●自由参加のティスカッショントーク会

●まちづくりに関するパネル展

当日は、来るまちづくりの基本目標として掲げた、「健康共生」、「安全安心」、「自律（自己）」と「協力（のうりょく）」の4つのテーマでティスカッショントークを行います。他にも、子供から大人まで気軽に参加できるイベントを用意しています。

異年齢の出発点として、親子で参加されるのがいいでしょうか。

とき：2月23日(日)午後1時～4時30分
ところ：小金井第一小学校 体育館
スリッパをご持参ください

案内図

●第2・3回地域別懇談会(全体会)での結果報告

まちづくりの課題

まちづくりの基本目標

まちづくりの基本方針

まちづくりの基本目標

まちづくりの基本方針

●まちづくりの基本的な方向が固まきました

まちづくりの基本的な方向が固まきました

まちづくりの基本方針

▲第4号(都市計画マスターplan記念行事「市民の集い」の報告)

小金井まちづくり連携は、小金井市都市計画マスターplan検討委員会の広報紙として発行しています。



Hotな“ホッとするまち小金井”をめざして

小金井市都市計画マスターplan

市民の集いに多数のご参加ありがとうございました。

暑さを忘れるほどの熱気に満ちた楽しい一日となりました。
都市計画マスターplan「市民の集い」は、平成12年7月23日(日)、小金井第一小学校体育館にて開催されました。住民のなか多数の方が参加され、まちづくりをから全体で協力しておこなった元気な時間でした。



●第5号(地域別構想の中間報告)

小金井まちづくり連携は、小金井市都市計画マスターplan記念行事として発行しています。



Hotな“ホッとするまち小金井”をめざして

小金井市都市計画マスターplan

地域別構想の検討に入りました!!

引き続いて皆さんのが参加をお願いします



第6回地域別懇談会(地組合・平成12年11月16日開催)と第7回地域別懇談会(地組合・平成12年12月16日開催)では、「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「坂下地区」の3地区に分けて、地組の懇談会(地組の良いところ・泊まり方などについて)と地組の意見(チャットコーピー)について検討しました。

「市民の集い」当日の様子をお伝えします!!



●第6号(中学生懇談会の報告)

小金井まちづくり連携は、小金井市都市計画マスターplan検討委員会の広報紙として発行しています。



Hotな“ホッとするまち小金井”をめざして

小金井市都市計画マスターplan中学生懇談会を開催しました

中学生の皆さん、熱心な話し合いありがとうございました



地組会員登録申込書
お手数をおかけいたしますが、
ご提出ください。
武蔵小金井 (多摩川河畔)
ひがし小金井 (多摩川河畔)
さかみ野 (多摩川河畔)
坂下 (多摩川河畔)

●第7号(地域別構想(素案)の報告)

小金井まちづくり通信 第7号
平成13年9月17日(2001年)

Hotな“ホツとするまち小金井”をめざして
小金井市都市計画マスター・プラン
地域別構想(素案)がまとまりました!!

第9回から第11回までの構想会議で提出された構想がまとめられ、緊密化がまとまりました。
「行政機関」に於いては既に採択された「金井構想」、既設構造物の中、「まちづくりの実現に向けて」あわせた「小金井市都市計画マスター・プラン(素案)」は、10月～11月上旬にかけて、市職員の意見交換や協議会開催二回までいよいよ完成して、広く市民の方々に公開する予定です。

書類は「「小金井市都市計画マスター・プラン(素案)」に対する意見陳述の答申函」にて提出をお願いします。

図面の凡例

坂下地域 ○まちづくりの基本目標

野川を軸にみどりと水と人がふれあうまち
・・・便利さより心の豊かさを

○まちづくりの方針図

○まちづくりの基本方針

○おこし共生するまちづくりを目指して

○おこし安心しておこさるまちづくりを目指して

【おこし共生するまちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

【おこし安心しておこさるまちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

武藏小金井地域 ○まちづくりの基本目標

よみがえる街文化のまち
～人・楽・情報の交差点～

○まちづくりの基本方針

○場所と共に生ずるまちづくりを目指して

【おどりの資源の活用】
・武蔵小金井駅周辺の商業施設等におけるまちづくり活性化のため、地元の文化祭典等を盛り込む、イベントとして実施する。
・武蔵小金井駅周辺の商店街や、駅北側の道路等における花火大会等の開催の実施。
・駅周辺の商店街等の活性化を図るために、駅北側の道路等における花火大会等の開催の実施。

【武蔵の伝統文化の活用】
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。

【まちの資源の育成】
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。

【まちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

○まちづくりの基本方針

○場所と共に生ずるまちづくりを目指して

【おどりの資源の活用】
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。

【武蔵の伝統文化の活用】
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。

【まちの資源の育成】
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。
・武蔵の伝統文化の活用による街の活性化の取り組み。

【まちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

東小金井地域 ○まちづくりの基本目標

みどりと花を育み 学びあうまち

○まちづくりの基本方針

○おこし共生するまちづくりを目指して

【おどりの資源の活用】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【武蔵の伝統文化の活用】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【まちの資源の育成】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【まちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

東小金井地域 ○まちづくりの基本目標

みどりと花を育み 学びあうまち

○まちづくりの基本方針

○おこし共生するまちづくりを目指して

【おどりの資源の活用】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【武蔵の伝統文化の活用】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【まちの資源の育成】
・小金井駅周辺や羽根山公園周辺の運動施設等を整備する。

【まちづくりの基本方針】
・まちづくりの基盤を整備する
・まちの活性化を図る
・まちの自然環境を守る
・まちの文化を育む
・まちの安全を確保する
・まちの社会的資源を活用する
・まちの資源を有効利用する

用語解説

あ行

【アイドリングストップ】

駐停車中の車のエンジンをストップすることによる、排ガスや騒音対策。

【アンテナショップ】

メーカーや問屋が、消費動向、売れ筋商品、地域特性を把握し、自社の経営管理に役立てることを目的に、通常は直営方式で展開する店舗。

【意匠】

工夫をめぐらすこと。趣向。デザイン。

【インターネット】

世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報ネットワーク。

【雨水浸透枠】

雨水を集水して、地中に浸透させる「ます」のこと。雨水の流出を抑制するとともに、地下水の涵養や湧き水の保全に効果があり、水循環のための重要な施設のひとつ。

【エコロジカル】

エコロジー(生態学)を重視したという意味の形容詞。エコロジー(生態学)は、狭義には生き物が自然界で生きているありのままの姿を研究の対象とする学問分野であるが、そうしたありのままの自然を重視することから転じて、今日では大気・水・土壤なども含む環境全般についての保全活動や、省エネルギー・リサイクルといった環境に配慮した人間活動のあり様を代表する言葉として使われることが多い。

【延焼遮断帯】

帯状の不燃空間のこと。道路、河川、鉄道、公園などの都市施設と、その沿道で不燃化された建築物により構成。

【オープンスペース】

公園・広場・河川・道路・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

か行

【(仮)小金井グリーンリンク】

小金井市「緑の基本計画」の中で、緑を守るための新たな施策の一つとして提言されているもの。市民、事業者、市がお互いに連携して、緑のまちづくりを進めていく「活動の場、しくみづくりの場」をつくっていくことをめざしている。

【環境共生建築物】

周辺の地形や自然景観、植生や生態系と調和のとれた、地球環境への負荷が少ない建築物。

【グリーンネックレス構想】

市民を中心とした活動で、JR中央本線連続立体交差事業により市街地に出現する高架橋を、コンクリートの塊として無機質的に東西に連続させるのではなく、市民に親しまれる景観や環境的配慮を伴った「環境共生鉄道」として仕立て、同時に沿線の市街地も地域性を保持させながら上手にまちづくりを進めることを提案したもの。

【交通情報提供システム】

多様化、高度化する道路交通情報ニーズに対応し、道路情報板、路面通信システム等の情報提供装置を整備し、交通情報の提供をシステム化したもの。

深刻化する交通渋滞を緩和し、広範な都市活動を支えるための交通管理対策であり、路線、交差点ごとの交通実態に応じた最適な系統信号制御、都心部商業地等の駐車場案内システム、渋滞・混雑情報の提供など多機能かつ高水準の交通管理体制。

【高度地区】

市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定めること。

【国分寺崖線(はけ)】

崖線は、長くつながった「掛け状」の地形。国分寺崖線は、古多摩川の浸食により、太古(約6~3万年前)に誕生した30kmにも及ぶ連続した崖地。

【コ・ジェネレーションシステム】

コ・ジェネレーションとは、電力と熱を供給することをいい、発電と同時にそれに使った排熱の利用をすること。燃料を燃やして得られる熱を電力に変えると同時に、蒸気、热水を暖房・給湯などにも利用するシステムで、熱効率が極めて高いのが特徴。

【コミュニティ】

地域社会、地域共同体、近隣社会などと訳されるが、日常的に広く使われ、その概念は多岐にわたる。

【コミュニティゾーン】

歩行者の通行を優先すべき住居系地区等において、地域内の安全性、快適性、利便性の向上を図ることを目的として、面的かつ総合的な交通対策を展開する、一定のまとまりを持った地区。

【コミュニティバス】

路線バスと乗り合いタクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新しい乗り合いバスの総称。

【コミュニティビジネス】

地域・コミュニティの元気づくりを目的として、地域住民と連携を図り、地域のセールスポイントを見極め、特性を生かした魅力的な商品を開発することで、「生活ビジネス」ともいう。

さ行

【細街路】

都市内の狭幅員道路の通称。建築基準法第42条第2項の道路を含み、現況幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されているもの。

【JR中央本線連続立体交差事業】

都市を分断している鉄道を高架化、または地下化することにより、多数の踏切を除却し、踏切事故の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図るものであり、数多くの踏切を同時に除却することから、交通事故、交通渋滞を解消でき、鉄道にとっても安全性が増大する等の効果がある。

現在、小金井市内で、事業主体の東京都によりJR中央本線(三鷹~立川間)連続立体交差事業が進行中であり、JR中央本線の三鷹~立川間延長約13.1kmの内、約9.0kmを連続立体交差化し、18か所の踏切を除却するとともに、9か所の都市計画道路を立体化し、あわせて側道を整備するもの。

【市街地開発事業】

計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業で都市計画として定められる事業。都市計画法により、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの6事業が市街地開発事業。

た行

【市街地再開発事業】

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業。低層の木造建築物などが密集した土地の利用状況が不健全で、災害の危険もあるなどの地区について、地区内の建築物を除却し、新たに土地を高度利用した建築物を建築し、あわせて公共施設の整備を行うもの。

【シビックセンター】

市民会館、市民センター。また、公共施設や公園などが集中して一体となった市の中心地区。

【市民農園】

一般には、農家など農地の所有者等が近隣の住民のために農作業などの目的で使用させる農園。

【修 景】

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまち並みに調和させることや、都市計画的な景観整備一般を示す。

【消防活動困難区域】

震災時に、消防車両の通行不能や消防に使用可能な水の不足などによって、消防活動が困難と予想される区域。東京消防庁では、防火水槽や河川等から半径280メートルの円に含まれる区域以外を消防活動困難区域としている。

【ショッピングモール】

商業地において、商店街から車を締め出し、買い物客にとって安全、快適で景観に優れた「買い物広場的な道路」をショッピングモールと呼ぶ。モール(mall)という言葉が、本来「木陰の散歩道」を意味することに由来しているもよう。

【親水空間】

水と親しむことを主目的とした空間。

【生産緑地】

都市計画法及び生産緑地法に基づき都市計画決定された市街化区域内農地のこと。指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられる。

【ゼロエミッション】

産業から出る全ての廃棄物を、他の分野の原材料として活用することで、あらゆる廃棄物をゼロにすること。

【地域地区】

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことによって、土地利用の合理的な利用を図るもの。具体的には、用途地域、特別用途地域、その他の地域地区に大別。

【地区計画】

地区単位の整備目標(将来像)、土地利用、公共施設、建築物等に関する詳細な計画を法的に制度化したもの。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、かき・さくなどについて規定を定める。

【地方分権】

それぞれの地方公共団体がみずからその判断と責任に基づいて自主的、主体的に行政を推進できるように、中央政府から十分な権限と財源を委譲すること。

【デイサービスセンター】

在宅老人を送迎し入浴等の福祉サービスを行う施設。

【低未利用地】

土地利用がされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適当でないもの。

【電線類の地中化】

円滑な道路交通の確保、道路景観の整備、防災上の観点から電線類を地中に埋設する事業。

【都市型住宅】

既成市街地内の共同住宅を指すが、低層部を店舗・事務所に活用したタイプもある。

【都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

都市計画法に基づき、「区域区分」とそれぞれの区域の方針を定めた、都道府県が定める広域的な都市計画区域のマスタープラン。「区域区分」とは、無秩序な都市化を防止し、計画的に都市化を進めるため、都市計画区域を定め、都市計画区域を市街地として開発・整備する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。

【都市計画公園】

都市計画法において定められる都市施設の一つで、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園といった種類がある。

【都市高速鉄道】

都市計画法に基づく都市施設の一つ。JR、地下鉄、民鉄等の鉄道について、必要なものを都市高速鉄道として定めることができる。実際には、地下鉄の新設、既設鉄道の連続立体交差事業、モノレール等が都市計画決定されている。

【都市計画道路】

都市計画法において定められた都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の四種類がある。

【都市緑地】

都市公園の分類の一つで、都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。市街地における樹林地の保全、再開発や大規模宅地開発に際しての緑地の設置などを通じて整備される。

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画事業として行われ、区域内の土地を交換・分合し(換地)、公共施設用地を皆で出し合うこと(減歩)により道路や公園等を整備して、良好な環境の市街地を整備する事業。

【トライフィックゾーンシステム】

都心部を数個のゾーンに分け、互いのゾーンへの自動車交通の行き来を禁じた交通システム。歩行者や市電・バスなどの公共交通を優遇し、自動車利用の抑制や歩行空間の確保による都心の交通秩序化を求めるとともに、都心域の活性化を推進することをねらいとする。

な行

【農業公園】

都市公園のなかの特殊公園としての整備手法。都市化・市街化の進むなかで失われつつある、農業の景観、農業が伝統的に受け継いできた技術、知識、文化などに触れる目的に整備。四季おりおりのお花畠、学習農園など農家と市民、子どもからお年寄りまでが楽しんで交流できる施設をイメージしている。

アルファベット

【モーダルミックス】

道路と公共交通機関との連携強化を図り、地域特性、交通特性に応じて、あらゆる交通機関がその特性を十分発揮・活用できることをめざす、総合的な交通施策。

【木造密集地域整備プログラム】

住宅政策審議会の建議及び答申を受けて、東京都が平成9年3月に防災都市づくり推進計画（整備計画）の中で策定した、木造住宅密集地域の整備を計画的に進めるためのプログラム。災害時における市街地の基礎的安全性の早期確保に向けて、整備目標、整備方策、整備スケジュール等を示している。

は行

【パークアンドライドシステム】

交通が混雑する地区の周辺で駐車場に車を止め、鉄道（レール）やバスの公共交通機関に乗り換える方式。

【バリアフリー】

障害を持つ人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。

【ビオトープ】

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。動物や昆虫、植物などが共生できる生態系を持つ場所という意味。

単に植栽をしたり、樹木を植えたり、池をつくるといった自然環境の造成ではなく、既存の生態系をいかに維持するかを配慮した開発の方式。具体にはトンボやホタルの幼虫など、自然の生態系が生まれる湿地として設けるせせらぎや調整池など。

【防火・準防火地域】

都市計画法に基づく地域地区の一つ。主として商業地など、建築物の密集している市街地において、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、市街地における火災の危険を防除するために指定。

ま行

【密集市街地】

建築物が、道路などの基盤整備が行われないまま、高密度に建ち並んでいる市街地のこと。

や行

【用途地域】

都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的な利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

ら行

【ライフライン】

上下水道、ガス、電気、電話の都市生活を支えるネットワーク施設。

【ランドマーク】

地域の目印となる建築物や大木等象徴的な景観要素。

【リサイクル】

古紙、瓶、缶といった廃棄物の再利用や不用品の売却・交換により、資源の有効活用やゴミの減量を図る取り組み。

【緑被率】

市内区域に占める緑で覆われている面積割合。

【レンタサイクル】

貸自転車。

【IT】

Information Technologyの略。情報技術。

【ITS】

Intelligent Transport Systemsの略。最先端の通信情報技術により、道路交通情報の提供、自動運転、料金の自動収受などにより実現する高度道路交通システム。次世代道路交通システム、知的道路情報システム、インテリジェント交通システムなどとも呼ばれる。

【NPO】

Non Profit Organizationの略。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動をする市民による非営利の民間組織。

【TDM】

Transportation Demand Managementの略。交通需要マネジメント。自動車の利用者の交通行動の変化を促すことにより、都市または地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法。

【SOHO】

Small Office Home Officeの略。ネットワークに接続した情報機器を駆使し、在宅勤務も含め、自営業や小規模事務所などで仕事をする新しい勤務形態。

小金井市都市計画マスタープラン

平成14年3月

編集・発行／小金井市都市建設部計画課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3

TEL.042-387-9859(ダイヤルイン) FAX.042-386-2619

ホームページ.<http://www.city.koganei.tokyo.jp/>